

個体数管理実施マニュアル

1. はじめに

滋賀県では農業被害の深刻化に伴い、平成 14 年（2002 年）に第 1 次の特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を策定し、以降、平成 31 年（2019 年）3 月に滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第 4 次）（以下、特定計画）を策定し、ニホンザルによる被害の低減を図ってきた。

特定計画では、個体群管理（分布および個体数管理）、被害防除対策、生息環境管理の 3 つの柱を総合的に実施することにより、農業等被害を減少させ人とニホンザルの軋轢を緩和することを目標としている。本マニュアルは特定計画に基づく対策のうち、個体群管理に係る対策、特に個体数管理の実施について、個体数調整の手順や捕獲に関する事項について具体的に示すものである。

なお本マニュアルは、環境省により平成 28 年（2016 年）3 月に作成された「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）」を参考に、作成したものである。

2. 個体群管理の方法について

個体群管理を行うには、加害する群れを特定し、生息環境、群れの分布状況や個体数、加害の程度に応じて群れごとに管理方針を決定し、対策を実施することが必要とされている。巻末資料 2 に掲載する滋賀県に生息する群れ一覧を参考にするとともに、必要に応じて詳細なモニタリング調査を実施し、管理方針を決定する。

管理方針に基づきニホンザルの捕獲を実施する際は、その目標や群れの状態に応じて個体数管理手法（捕獲オプション）を適切に選択する必要がある。

（1）有害鳥獣捕獲（選択捕獲）

有害鳥獣捕獲（選択捕獲）は群れの存続を前提としており、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別したうえで、選択的に捕獲する管理手法である。

これは農業または生活環境に係る被害防止のための緊急避難を目的とした捕獲である。農作物被害または生活環境被害を繰り返し発生させる場合について、追い払いや被害防除対策を実施しても被害の発生を防止できない場合や、人身被害の発生等、緊急を要する場合、加害性の高い個体を特定した有害鳥獣捕獲（選択捕獲）を実施する。

なお、有害鳥獣捕獲（選択捕獲）は、群れの個体数の年増加を大きく超えない等、群れの個体数を大きく減少させるおそれのない範囲で行うこととし、年間捕獲数の上限は、捕

獲前の群れの個体数の10%以内とする。これは、野生群の個体数の年増加率は3%から10%程度だと考えられるためである。また(2) 個体数調整に記載するとおり群れのオトナメスの動向に注意し、捕獲することとする。

ただし、群れに属しない単独で生活するオス個体(いわゆる「ハナレザル」)やオスのみで形成されるグループの捕獲については、年間捕獲数の上限に含まない。

なお、捕獲だけでは対策としては不十分であり、被害防除対策をあわせて実施すること。また、群れの悪質性が高く有害鳥獣捕獲(選択捕獲)だけでは被害軽減が不十分である場合は、(2) 個体数調整の実施を計画すること。

なお、県は有害鳥獣捕獲の適切な実施について確認をすることとし、実施者(市町)はその実績を報告すること。

(2) 個体数調整

群れによる被害が非常に大きく、防除対策を行うのみでは被害が軽減できないと考えられる場合において、個体数調整を実施することができる。なお、個体数調整を実施する際は、各群れの加害レベルのほか、群れを構成する個体数、対象とする群れの配置状況等を考慮し、計画的に実施することとする。

個体数調整については、群れの存続を前提とする「部分捕獲」と群れ全体を捕獲し消滅させる「全体捕獲(群れ捕獲)」に分けられる。個体数調整の実施については、3. 個体数調整実施の手順についてに則り実施することとし、実施後は効果の検証を適切に実施することとする。

① 部分捕獲

部分捕獲は群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を計画で設定した個体数まで減らす管理手法である。

部分捕獲の対象は加害レベルが7以上の群れとし、地域ぐるみでの総合的対策を試みてもなお被害が軽減できない場合とする。なお、被害の状況や集落の対策実施体制等を鑑み必要と考えられる場合は、この限りではない。

部分捕獲は、捕獲により群れの頭数を、捕獲実施前の群れの頭数の50%まで、または40頭程度(オトナメス10頭以上)に減少させることが可能とする。部分捕獲はあくまで群れの存続を前提としており、オトナメスについては10頭を下回ると群れの絶滅確率が急激に大きくなるとされていることから、その動向に注意すること。また、オトナメスの頭数が10頭以下となった群れについては、群れが絶滅するおそれがあるため、原則として部分捕獲の対象としない。

② 全体捕獲(群れ捕獲)

全体捕獲（群れ捕獲）は、加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法である。

極度に農地や人間の居住地域に依存していると考えられる出没回数のレベルが10で、かつ、加害レベルが9以上の群れであり、追い上げ可能地域がない等、将来的な生息地の設定が困難な群れについて、地域ぐるみでの総合的対策を試みてもなお被害が軽減できない場合は、全体捕獲（群れ捕獲）対象の群れとする。

なお、特定計画 p.26 表8に掲載する個体群の保全上、配慮すべき群れについては捕獲の実施に際して特に検討を重ね計画的な捕獲を実施することとする。

3. 個体数調整実施の手順について

(1) 実施手順

個体数調整を実施するにあたっては、以下の手順に従う（図1）。

- ① 市町（申請者）は地域実施計画（以下、計画）案を作成する。計画案の作成に際しては必要に応じてモニタリング等調査を実施するほか、専門家等の助言を受けることとする。
- ② 市町は計画案を県琵琶湖環境部自然環境保全課鳥獣対策室（以下、鳥獣対策室）に提出する。なお、提出する前から常に情報を共有することが望ましい。
- ③ 鳥獣対策室は滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画検討会（以下、検討会）に計画案を報告し、助言を受ける。検討会を開催する場合は、市町（申請者）および鳥獣対策室から計画について検討委員に説明し、議論を行うこととする。
- ④ 鳥獣対策室は、市町（申請者）に対し、検討会の助言を踏まえ計画案に対する意見を行う。
- ⑤ 市町（申請者）は意見に基づき計画案を修正し、計画を作成する。
- ⑥ 市町（申請者）は県森林整備事務所に対し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項に基づき、鳥獣捕獲等許可申請書を提出する。提出の際は、計画を添付するとともに、その内容を説明すること。
- ⑦ 県森林整備事務所は審査を行い適当と認められるときは許可をし、許可証を市町（申請者）に提出する。
- ⑧ 計画に基づき個体数調整を実施する。実施の状況等については鳥獣対策室と情報を共有することが望ましい。
- ⑨ 個体数調整実施後、市町はその実施結果について評価を行う。必要に応じてモニタリング等調査を実施する。
- ⑩ 実施結果とその評価について、鳥獣対策室に報告する。
- ⑪ 鳥獣対策室は検討会に、個体数調整実施結果を報告し、意見を受ける。
- ⑫ 検討会の意見について、鳥獣対策室は市町と共有を図る。必要に応じて、対象群れや

その周辺の群れについての今後の対策について検討する。

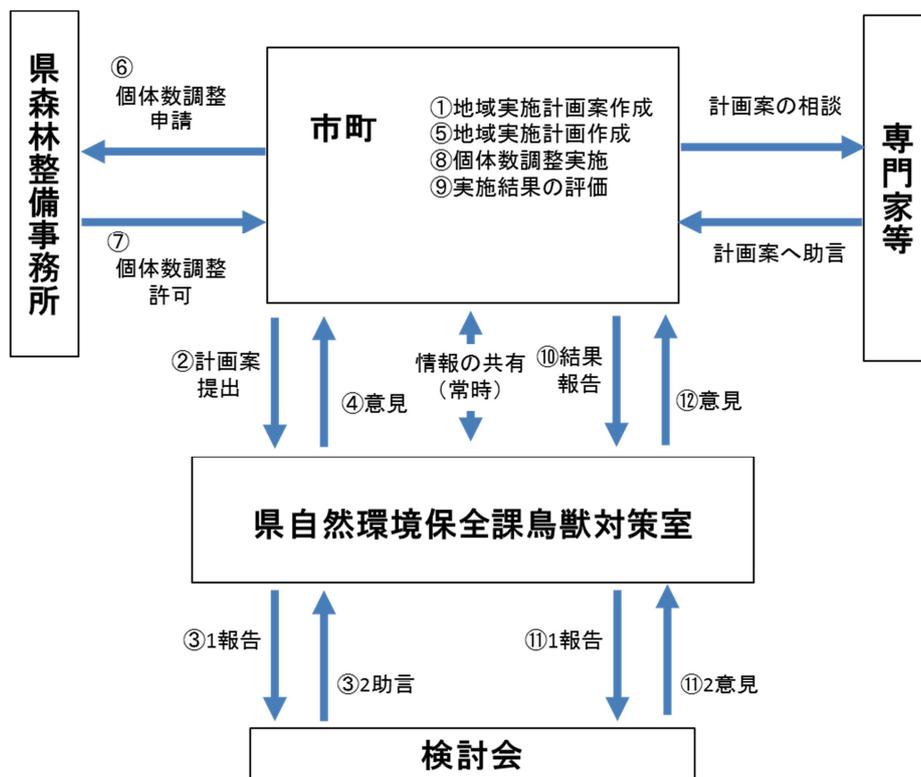


図1 个体数調整実施フロー

(2) 地域実施計画

市町が作成する地域実施計画は、地域実施計画（様式）によるものとし、以下のことについて整理すること。

- ・ 个体数調整の目的とその計画（捕獲頭数、捕獲方法、実施期間等）
- ・ 対象群れに関する情報
- ・ 被害の状況と対策の状況
- ・ 生息地の情報

(3) 実施にあたっての要件および検討項目

个体数調整の実施にあたっては、表1および表2を主な実施の要件および検討項目とする。要件項目はすべてに実施済みの○がつくことを基本とするが、相当な理由がある場合はこの限りではない。ただし、その場合は理由を明確にすること。

検討項目は○がつかない場合であっても、被害の状況や集落の対策実施体制等を鑑み早急な个体数調整が必要であると考えられる場合は実施を認めるが、以後も対策を継続し○が付くようにすること。○がつかない場合、个体数調整を実施しても群れの加害レベルの

低下や被害の軽減につながりにくいと考えられる。

なお、地域実施計画策定の際にチェックを行い、あわせて県自然環境保全課鳥獣対策室に提出すること。

表1 部分捕獲チェック表

要件項目				
項目	内容	チェック (実施者使用欄)	チェック (確認者使用欄)	チェック (実施後確認欄)
加害レベル評価	・被害発生集落において、適切な加害レベルの評価が行われているか ・加害レベルが7以上か			
個体数管理	・群れの行動域や個体数、移動経路が把握できているか ・対象以外の群れを錯誤捕獲する危険性は小さいと思われるか			
対策の実施体制	・地域実施計画が策定されているか ・個体数調整実施後の評価ができる体制が整っているか (捕獲後の報告必須)			
検討項目				
項目	内容	チェック (実施者使用欄)	チェック (確認者使用欄)	チェック (実施後使用欄)
被害管理	・集落環境(診断)点検によりサルが集落へ出没する要因となっているものが特定され、可能な限り除去されているか ・サルの侵入防止柵、棲み分け柵が適切に設置されているか ・群れが出没する集落において、花火やエアガン等による組織的な追い払いが積極的に行われているか ・集落内で地域ぐるみによる追い払いや柵等の定期的な点検・メンテナンス等のルールづくりが行われているか ・サルが侵入しにくいように集落内外で環境整備が行われているか			
生息地管理	・将来サルの生息を許容する場所について議論されているか ・可能な地域においては、森林の間伐等により、サルが生息しやすい環境整備が行われているか			
合意形成	・群れの生息・被害状況を地域住民に周知しているか ・住民が正しい知識に基づき、対策を総合的かつ広域的に実施する必要性が理解されているか ・対策について、住民と行政とで現状と問題点を共通認識し、合意形成が図られ、総合的対策の年次(3~5年)実施計画が策定されているか ・座談会等で正しい防除等の知識の普及啓発等に努められているか			
対策の評価	・個体数管理、被害管理、生息地管理の管理方法が総合的かつ広域的に実施できているか ・モニタリングの体制が整っているか ・対策の効果測定がされており、その評価に基づく計画の見直し体制が整備されているか			

※ ○(実施済み)、△(一部実施済み)、×(未実施)でチェックする。

※ 実施後使用欄は実施前のチェックで○がつかなかった場合のみ、実施結果の報告と併せて報告すること。

表2 全体捕獲チェック表

要件項目

項目	内容	チェック (実施者使用欄)	チェック (確認者使用欄)	チェック (実施後確認欄)
加害レベル評価	<ul style="list-style-type: none"> 被害発生集落において、適切な加害レベルの評価が行われているか 出現回数のレベルが10以上で加害レベルが9以上か 			
被害管理	<ul style="list-style-type: none"> 集落環境(診断)点検によりサルが集落へ出没する要因となっているものが特定され、可能な限り除去されているか サルの侵入防止柵、棲み分け柵が適切に設置されているか 群れが出没する集落において、花火やエアガン等による組織的な追い払いが積極的に行われているか 集落内で地域ぐるみによる追い払いや柵等の定期的な点検・メンテナンス等のルールづくりが行われているか サルが侵入しにくいように集落内外で環境整備が行われているか 全体捕獲実施後も、誘引部の管理・除去や他群の監視等侵入防止対策が真けられているか 			
生息地管理	<ul style="list-style-type: none"> 将来サルの生息を許容する場所が設定できない理由について議論がされているか 			
個体数管理	<ul style="list-style-type: none"> 群れの行動域や個体数、移動経路が把握できているか 対象以外の群れを錯誤捕獲する危険性は小さいと思われるか 全体捕獲を行うことにより、地域個体群へ与える影響を考慮しているか 全体捕獲を実施した場合、捕り残し個体への対応について定められているか 			
合意形成	<ul style="list-style-type: none"> 群れの生息・被害状況を地域住民に周知しているか 住民が、全体捕獲後も、正しい知識に基づき、対策を総合的かつ広域的に実施する必要性が理解されているか 対策について、住民と行政とで現状と問題点を共通認識し、合意形成が図られ、総合的対策の年次(3~5年)実施計画が策定されているか 座談会等で正しい防除等の知識の普及啓発等に努められているか 			
対策の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 地域実施計画が策定されているか 個体数調整実施後の評価ができる体制が整っているか(捕獲後の報告必須) 			
対策の評価	<ul style="list-style-type: none"> 個体数管理、被害管理、生息地管理の管理方法が総合的かつ広域的に実施できているか モニタリングの体制が整っているか 対策の効果測定がされており、その評価に基づく計画の見直し体制が整備されているか 			

(4) 簡易手続き

個体数の大きな群れや加害レベルの高い群れについては、被害集落に及ぼす影響が大きく、とりわけ大きな群れについては分裂の危険性もあり、被害の拡大が懸念される。効果的な個体数調整を早期に実施できるよう、簡易手続きによる実施制度を設けることとし、その対象および手続きを以下に示す。

第3次の特定計画においても捕獲の主体を個体数調整へ誘導するため、手続きの簡素化等を行ってきた。第4次の特定計画においては、計画的な捕獲の重要性を示し、さらなる個体数調整の実施について推進している。当該簡易手続きにより、第4次計画期間内に必要な個体数調整が早期に実施されることを期待する。

なお、対象に該当しない個体数調整や鳥獣対策室や検討会が慎重な議論が必要であると判断した場合は、通常の手続きにより行うこととする。

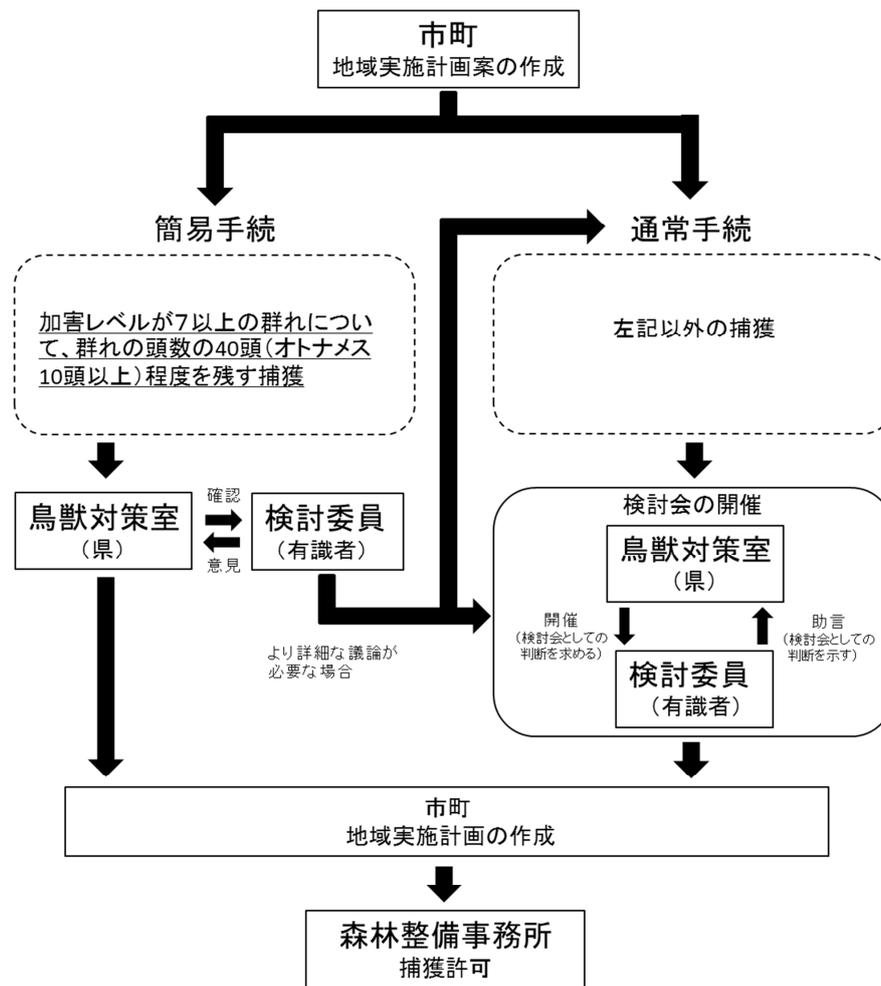


図2 簡易手続きによる捕獲許可手続きフロー

(5) 捕獲後の個体の処理方法

① おりによる捕獲

おりによって捕獲した後は、原則として、銃または深麻酔等による安楽死処分を行い、実験動物として譲渡しない。死体は、可能な限り、保護管理を目的としたデータ分析のために資料化する。また、死体は山野に放置することなく焼却等、適正に処理する。

② 銃器による捕獲

死体は、可能な限り、管理を目的としたデータ分析のために資料化する。また、死体は山野に放置することなく焼却等、適正に処理する。

(6) 実施後の報告

個体数調整実施後、市町はその実施結果について評価を行う。必要に応じてモニタリング等調査を実施する。実施結果は評価後速やかに県自然環境保全課鳥獣対策室に報告する

とともに、評価に基づく今後の防除等の施策について地域実施計画に整理し報告すること。

また、(3) 実施にあたっての要件および検討項目において、すべてに○がついていないが個体数調整を実施した場合は、以後も対策を継続しすべての項目に○が付くよう対策を継続するとともに、その状況を県自然環境保全課鳥獣対策室に報告すること。

なお当該項目はサルによる被害を防ぐ上で重要な事項であることから、個体数調整の実施後や実施の有無にかかわらず、継続し実施することが必要である。

〇〇市町地域実施計画

1. 現状

群れの名称	生息状況			被害地域	被害
	個体数	分布域	調査方法(年度)		

※ 分布域には、群れの行動域に含まれる主な集落名を記載し、被害地域には、主に被害が発生する地域を記載する。

2. 管理方針

群れの名称	個体群の保全上の配慮	生息地の設定・整備	加害レベルの評価(評価年度)	主な被害対策

※ 個体群の保全上の配慮には、特定計画P11表4に該当するか(該当していれば「◎」、していなければ「なし」)を記入。

主な被害対策は右図から番号を選択。

主な被害対策
1. 要因除去
2. 集落・農地環境改善法
3. 接近警報システム
4. 追い払い法
5. 追い上げ法
6. 侵入防止柵
7. 棲み分け柵
8. 個体数調整(部分捕獲)
9. 個体数調整(全頭捕獲)
10. 有害鳥獣捕獲
11. その他(具体的に記述)

3. 実施区域

別添 実施計画区域図のとおり

4. 実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
 (平成 年度の事業実施期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

添付資料
・対象群れの状態(行動域、群れの個体数・構成等)を説明する資料
・被害の状況を説明する資料
・地域ぐるみでの総合的対策の実施状況を説明する資料
・追い上げ先の生息地の状況を説明する資料(植生図等)【部分捕獲のみ】
・将来的な生息地の設定が困難であることを説明する資料

5. 実施内容

群れの対策

群れの名称	区分	被害防除対策					捕獲
		要因除去	集落・農地環境改変法	追い払い法	侵入防止柵	隣接群/パトロール	
	現状						
	問題点・課題						
	取組方針						

群れの名称	区分	被害防除対策					捕獲
		要因除去	集落・農地環境改変法	追い払い法	侵入防止柵	隣接群/パトロール	
	現状						
	問題点・課題						
	取組方針						

広域対策

区分	生息地管理	その他
現状		
問題点・課題		
取組方針		

普及活動

現状	問題点・課題	取組方針

要件項目

項目	内容	チェック (実施者使用欄)	チェック (確認者使用欄)	チェック (実施後確認欄)
加害レベル評価	・被害発生集落において、適切な加害レベルの評価が行われているか ・加害レベルが7以上か			
個体数管理	・群れの行動域や個体数、移動経路が把握できているか ・対象以外の群れを錯誤捕獲する危険性は小さいと思われるか			
対策の実施体制	・地域実施計画が策定されているか ・個体数調整実施後の評価ができる体制が整っているか (捕獲後の報告必須)			

検討項目

項目	内容	チェック (実施者使用欄)	チェック (確認者使用欄)	チェック (実施後使用欄)
被害管理	・集落環境(診断)点検によりサルが集落へ出没する要因となっているものが特定され、可能な限り除去されているか ・サルの侵入防止柵、棲み分け柵が適切に設置されているか ・群れが出没する集落において、花火やエアガン等による組織的な追い払いが積極的に行われているか ・集落内で地域ぐるみによる追い払いや柵等の定期的な点検・メンテナンス等のルールづくりが行われているか ・サルが侵入しにくいように集落内外で環境整備が行われているか			
生息地管理	・将来サルの生息を許容する場所について議論されているか ・可能な地域においては、森林の間伐等により、サルが生息しやすい環境整備が行われているか			
合意形成	・群れの生息・被害状況を地域住民に周知しているか ・住民が正しい知識に基づき、対策を総合的かつ広域的に実施する必要性が理解されているか ・対策について、住民と行政とで現状と問題点を共通認識し、合意形成が図られ、総合的対策の年次(3~5年)実施計画が策定されているか ・座談会等で正しい防除等の知識の普及啓発等に努められているか			
対策の評価	・個体数管理、被害管理、生息地管理の管理方法が総合的かつ広域的に実施できているか ・モニタリングの体制が整っているか ・対策の効果測定がされており、その評価に基づく計画の見直し体制が整備されているか			

※ ○(実施済み)、△(一部実施済み)、×(未実施)でチェックする。

※ 実施後使用欄は実施前のチェックで○がつかなかった場合のみ、実施結果の報告と併せて報告すること。

要件項目

項目	内容	チェック (実施者使用欄)	チェック (確認者使用欄)	チェック (実施後確認欄)
加害レベル評価	<ul style="list-style-type: none"> 被害発生集落において、適切な加害レベルの評価が行われているか 出現回数のレベルが10以上で加害レベルが9以上か 			
被害管理	<ul style="list-style-type: none"> 集落環境(診断)点検によりサルが集落へ出沒する要因となっているものが特定され、可能な限り除去されているか サルの侵入防止柵、棲み分け柵が適切に設置されているか 群れが出沒する集落において、花火やエアガン等による組織的な追い払いが積極的に行われているか 集落内で地域ぐるみによる追い払いや柵等の定期的な点検・メンテナンス等のルールづくりが行われているか サルが侵入しにくいように集落内外で環境整備が行われているか 全体捕獲実施後も、誘引部の管理・除去や他群の監視等侵入防止対策が貞けられているか。 			
生息地管理	<ul style="list-style-type: none"> 将来サルの生息を許容する場所が設定できない理由について議論がされているか 			
個体数管理	<ul style="list-style-type: none"> 群れの行動域や個体数、移動経路が把握できているか 対象以外の群れを錯誤捕獲する危険性は小さいと思われるか 全体捕獲を行うことにより、地域個体群へ与える影響を考慮しているか 全体捕獲を実施した場合、捕り残し個体への対応について定められているか 			
合意形成	<ul style="list-style-type: none"> 群れの生息・被害状況を地域住民に周知しているか 住民が、全体捕獲後も、正しい知識に基づき、対策を総合的かつ広域的に実施する必要性が理解されているか 対策について、住民と行政とで現状と問題点を共通認識し、合意形成が図られ、総合的対策の年次(3~5年)実施計画が策定されているか 座談会等で正しい防除等の知識の普及啓発等に努められているか 			
対策の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 地域実施計画が策定されているか 個体数調整実施後の評価ができる体制が整っているか(捕獲後の報告必須) 			
対策の評価	<ul style="list-style-type: none"> 個体数管理、被害管理、生息地管理の管理方法が総合的かつ広域的に実施できているか モニタリングの体制が整っているか 対策の効果測定がされており、その評価に基づく計画の見直し体制が整備されているか 			

※ ○(実施済み)、△(一部実施済み)、×(未実施)でチェックする。

※ 実施後使用欄は実施前のチェックで○がつかなかった場合のみ、実施結果の報告と併せて報告すること。

